

別表第2（第53条関係）

福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設及び指定発達支援医療機関費用徴収金基準額表

（令和6年10月1日現在）

階層区分	階層区分の定義	徴収月額	
		福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設及び指定発達支援医療機関	
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0円
B	A階層を除き当該年度分（4月から6月までの月分の費用の徴収については、前年度分とする。）の特別区民税又は市町村民税非課税世帯		0円
C	A階層を除き当該年度分（4月から6月までの月分の費用の徴収については前年度分とする。）の特別区民税又は市町村民税均等割の額のみ課税世帯		4,500円
D1	A階層及びC階層を除き当該年度分（4月から6月までの月分の費用の徴収については、前年度分とする。）の特別区民税又は市町村民税課税世帯であって、その特別区民税又は市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当するもの	12,000円以下の課税世帯	6,600円
D2		12,001円以上30,000円以下の課税世帯	9,000円
D3		30,001円以上60,000円以下の課税世帯	13,500円
D4		60,001円以上96,000円以下の課税世帯	18,700円
D5		96,001円以上189,000円以下の課税世帯	29,000円
D6		189,001円以上277,000円以下の課税世帯	41,200円
D7		277,001円以上348,000円以下の課税世帯	54,200円
D8		348,001円以上465,000円以下の課税世帯	68,700円
D9		465,001円以上594,000円以下の課税世帯	85,000円
D10		594,001円以上716,000円以下の課税世帯	102,900円
D11		716,001円以上864,000円以下の課税世帯	122,500円
D12		864,001円以上1,056,000円以下の課税世帯	143,800円
D13		1,056,001円以上1,238,000円以下の課税世帯	166,600円
D14		1,238,001円以上1,439,000円以下の課税世帯	191,200円
D15		1,439,001円以上の課税世帯	その月におけるその児童等に係る費用の支弁額

## 備考

- 1 この表において「均等割」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、「所得割」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。

なお、同法第323条に規定する区市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

- 2 地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族（16歳未満の者に限る。以下「扶養親族」という。）及び同法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族（19歳未満の者に限る。以下「特定扶養親族」という。）があるときは、同号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。

- 3 所得割の額を算定する場合は、措置児童等の属する世帯の扶養義務者が指定都市の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市区町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

- 4 福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設及び指定発達支援医療機関へ入所した児童等が3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した障害児であって小学校就学の始期に達するまでの間にあるものである場合には、法第56条第2項の規定にかかわらず、当該児童等に係る費用については徴収しないものとする。ただし、当該費用のうち、実費負担に相当する部分については、この表の基準額を上限として徴収することができる。

- 5 この表に掲げる徴収金基準額がその月におけるその児童等に係る費用の支弁額を超えるとときは、この表にかかわらず当該支弁額を限度とする。

全部改正〔令和二年規則六一号〕、一部改正〔令和三年規則八三号〕